

## 4 労働時間・休日・休暇

### (1) 1日及び週の所定労働時間

労働基準法の第32条には「使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。」「使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について8時間を超えて、労働させてはならない。」と規定されている。※一部例外あり

#### ① 1日の所定労働時間

正規雇用労働者の1日の所定労働時間については平均7時間49分、週所定労働時間については平均39時間2分と、規定を下回っている。産業別でみると、1日の所定労働時間では、運輸業・郵便業が、週所定労働時間では、建設業、宿泊業・飲食サービス業、他に分類されないものにおいてわずかに規定を超えている。【表13】

【表13】正規雇用労働者の1日の所定労働時間及び週所定労働時間

区分	1日の所定労働時間	週所定労働時間
調査産業計	7:49	39:02
5人～9人	7:50	39:07
10～29人	7:43	38:30
30～99人	7:54	39:29
100～299人	7:50	39:23
300～999人	7:45	39:16
1,000人以上	7:47	38:36
無回答・不明	8:05	38:58
建設業	7:49	40:13
製造業	7:49	39:28
運輸業、郵便業	8:30	39:45
卸売業、小売業	7:46	39:08
金融業、保険業	7:20	36:29
学術研究、専門・技術業	7:41	38:30
宿泊業、飲食業	7:53	40:16
生活関連業、娯楽業	7:53	39:46
教育、学習支援業	7:39	38:08
医療、福祉	7:47	38:08
他に分類されないもの	8:04	40:16
100万円未満	7:31	38:20
500万円未満	7:46	38:56
1,000万円未満	7:49	39:20
5,000万円未満	7:51	39:11
1億円未満	7:53	39:29
1億円以上	7:56	38:41
不明	7:51	39:05

## (2) 週休制

労働基準法では事業所が従業員に対して毎週少なくとも 1 日の休日を与えることを義務付けている。ただし、週休 1 日制だけでなく、4 週間で 4 日以上の休日を与える変形週休制も認められている。昨今では、事業所が 2 日以上の休日を任意で設定できるため、週休 2 日制が広く普及している。

### ①週休制の形態別適用労働者割合

週休制で最も多いのは、「何らかの週休 2 日制」で 76.5%、そのうち完全週休 2 日制が 58.7% となっている。週休 2 日制より休日日数が実質的に多い制度を採用している事業所 18.6% を含めると、95% 以上の労働者が週休 2 日制で勤務していることになる。ただし、週休 2 日制を導入していても、完全週休 2 日制より休日日数が実質的に少ない制度も 17.8% あるため、実質週休 2 日未満の労働者は、週休 1 日または 1 日半の 4.9% を合わせると、22.7% に上る。【表 14】

【表 14】主な週休制の形態別労働者割合

※数値は% ( ) 内は人数

区分	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休2日制	完全週休2日制より 休日日数が実質的に 少ない制度(※1)	完全週休 2日制	完全週休2日制より 休日日数が実質的に 多い制度(※2)
調査産業計	4.9 ( 693)	76.5 ( 10906)	17.8 ( 2534)	58.7 ( 8372)	18.6 ( 2654)
5人～9人	6.1 ( 40)	78.4 ( 514)	39.9 ( 262)	38.4 ( 252)	15.5 ( 102)
10～29人	12.5 ( 139)	78.5 ( 876)	22.8 ( 255)	55.6 ( 621)	9.1 ( 101)
30～99人	7.8 ( 155)	77.6 ( 1551)	31.7 ( 634)	45.9 ( 917)	14.6 ( 292)
100～299人	4.3 ( 122)	60.4 ( 1698)	25.5 ( 718)	34.9 ( 980)	35.3 ( 992)
300～999人	1.7 ( 82)	81.1 ( 3939)	9.6 ( 464)	71.5 ( 3475)	17.2 ( 836)
1,000人以上	2.2 ( 51)	90.0 ( 2117)	5.7 ( 134)	84.3 ( 1983)	7.8 ( 184)
無回答・不明	22.5 ( 104)	45.7 ( 211)	14.5 ( 67)	31.2 ( 144)	31.8 ( 147)
建設業	2.8 ( 33)	95.9 ( 1123)	9.7 ( 114)	86.2 ( 1009)	1.3 ( 15)
製造業	1.4 ( 33)	89.6 ( 2071)	26.9 ( 622)	62.7 ( 1449)	9.0 ( 207)
運輸業、郵便業	21.7 ( 65)	75.3 ( 225)	43.8 ( 131)	31.4 ( 94)	3.0 ( 9)
卸売業、小売業	4.7 ( 128)	56.2 ( 1525)	21.6 ( 586)	34.6 ( 939)	39.1 ( 1062)
金融業、保険業	0.0 ( 0)	100.0 ( 162)	0.0 ( 0)	100.0 ( 162)	0.0 ( 0)
学術研究、専門、技術業	0.0 ( 0)	100.0 ( 101)	30.7 ( 31)	69.3 ( 70)	0.0 ( 0)
宿泊業、飲食業	3.7 ( 15)	76.8 ( 314)	29.6 ( 121)	47.2 ( 193)	19.6 ( 80)
生活関連業、娯楽業	2.7 ( 10)	65.1 ( 239)	15.5 ( 57)	49.6 ( 182)	32.2 ( 118)
教育、学習支援業	4.5 ( 86)	94.6 ( 1815)	9.6 ( 185)	84.9 ( 1630)	0.9 ( 18)
医療、福祉	5.1 ( 213)	73.1 ( 3026)	15.0 ( 621)	58.1 ( 2405)	21.7 ( 900)
複合サービス事業	0.0 ( 0)	87.2 ( 34)	0.0 ( 0)	87.2 ( 34)	12.8 ( 5)
他に分類されないもの	6.8 ( 29)	38.6 ( 165)	13.1 ( 56)	25.5 ( 109)	54.6 ( 233)
100万円未満	8.2 ( 121)	86.0 ( 1275)	34.8 ( 515)	51.3 ( 760)	5.8 ( 86)
500万円未満	4.2 ( 27)	85.7 ( 552)	20.8 ( 134)	64.9 ( 418)	10.1 ( 65)
1,000万円未満	13.4 ( 24)	78.2 ( 140)	39.1 ( 70)	39.1 ( 70)	8.4 ( 15)
5,000万円未満	3.7 ( 145)	65.2 ( 2539)	20.8 ( 808)	44.5 ( 1731)	31.1 ( 1209)
1億円未満	17.4 ( 249)	54.5 ( 780)	34.3 ( 491)	20.2 ( 289)	28.1 ( 402)
1億円以上	2.9 ( 93)	87.5 ( 2846)	10.6 ( 346)	76.9 ( 2500)	9.7 ( 314)
不明	1.0 ( 34)	82.3 ( 2774)	5.0 ( 170)	77.2 ( 2604)	16.7 ( 563)

(※1)月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休等をいう。

(※2)月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

### (3) 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇とは、一定期間勤続した労働者に対して付与される「有給」の休暇で、事業者は、業種、業態、正社員、パートタイムなどの区分なく、一定の要件を満たした全ての労働者に対して年次有給休暇を与えなければならない。また、年次有給休暇が10日以上付与される労働者については、年5日の有給休暇を取得させることが使用者の義務となっている。

#### ①年次有給休暇取得資格者の付与日数と取得日数

年次有給休暇の付与日数は平均で年14.5日となっているが、従業員数が5人～9人の事業所では10.2日、1,000人以上の事業所では16.7日と規模が大きい事業所ほど付与される日数が増えている。また、労働者1人当たりの取得日数では、従業員数が5人～9人の事業所では6.0日、1,000人以上の事業所では9.5日と、こちらも事業所の規模に比例している。産業別では、付与日数は金融業・保険業が19.9日、教育・学習支援業が17.1日となっている。取得日数では、金融業・保険業が11.9日、製造業が11.0日と多いが、建設業で3.3日、運輸業・郵便業で4.6日と少なくなっている。【表15】

【表15】年次有給休暇の付与日数、取得日数及び平均取得率

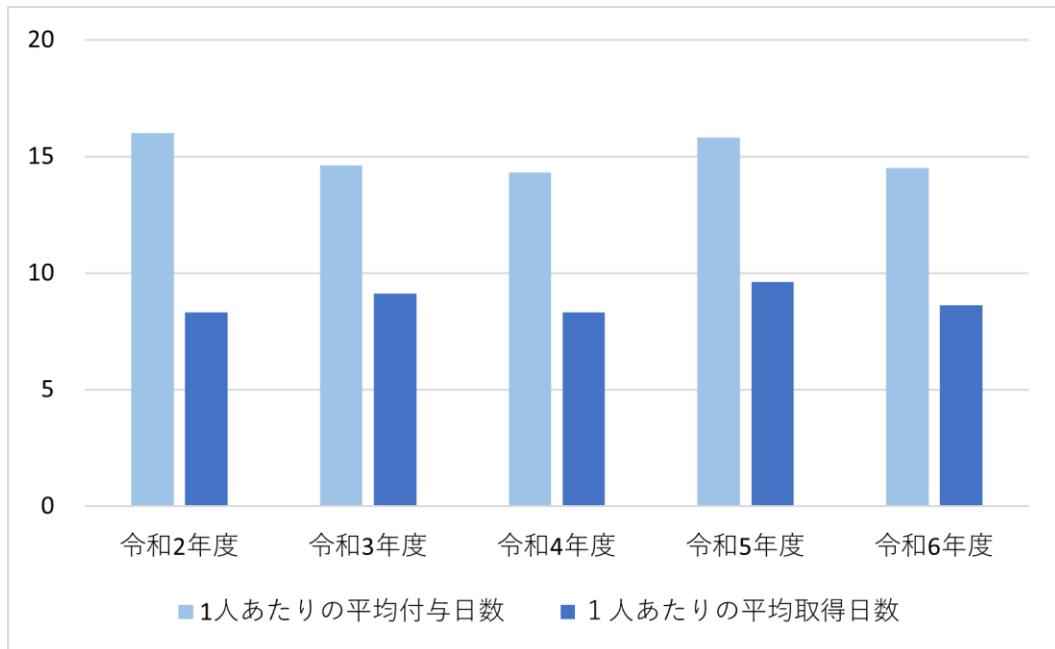
※数値は%（ ）内は総日数

区分	労働者1人平均付与日数 (総日数)	労働者1人平均取得日数 (総日数)	労働者1人平均取得率 (%)
調査産業計	14.5 ( 233105)	8.6 ( 138581)	59.5
5人～9人	10.2 ( 5167)	6.0 ( 3020)	58.4
10～29人	12.3 ( 14730)	6.9 ( 8320)	56.5
30～99人	12.2 ( 27158)	8.0 ( 17652)	65.0
100～299人	12.9 ( 43108)	9.1 ( 30367)	70.4
300～999人	15.9 ( 83614)	8.5 ( 44666)	53.4
1,000人以上	16.7 ( 50606)	9.5 ( 28847)	57.0
無回答・不明	16.2 ( 8722)	10.6 ( 5709)	65.5
建設業	15.2 ( 18667)	3.3 ( 4067)	21.8
製造業	16.4 ( 38968)	11.0 ( 26090)	67.0
運輸業、郵便業	9.7 ( 3775)	4.6 ( 1789)	47.4
卸売業、小売業	12.5 ( 42973)	8.9 ( 30678)	71.4
金融業、保険業	19.9 ( 3145)	11.9 ( 1876)	59.7
学術研究、専門・技術業	9.2 ( 894)	5.5 ( 538)	60.2
宿泊業、飲食業	14.1 ( 6809)	7.2 ( 3493)	51.3
生活関連業、娯楽業	12.4 ( 3742)	9.0 ( 2723)	72.8
教育、学習支援業	17.1 ( 32276)	7.9 ( 14852)	46.0
医療、福祉	15.0 ( 72953)	9.4 ( 46011)	63.1
他に分類されないもの	10.9 ( 6764)	8.5 ( 5254)	77.7
100万円未満	13.8 ( 24181)	23.5 ( 14536)	60.1
500万円未満	7.1 ( 7799)	7.3 ( 4493)	57.6
1,000万円未満	2.5 ( 2712)	2.6 ( 1585)	58.4
5,000万円未満	67.7 ( 56202)	57.4 ( 35527)	63.2
1億円未満	29.1 ( 21450)	24.7 ( 15298)	71.3
1億円以上	79.2 ( 61236)	53.6 ( 33164)	54.2
不明	40.0 ( 59525)	54.9 ( 33978)	57.1

## ②年次有給休暇に関する令和2年度から6年度調査の経年比較

労働者ひとり当たりの年次有給休暇付与日数と一人当たりの取得日数の平均を経年比較してみると、令和2年度から令和6年度の期間では大きな変化は見られない。【図21】

【図21】年次有給休暇の付与日数と取得日数（令和2～令和6年度職場環境調査との比較）



## （4）時間外労働・長時間労働削減への取り組み

法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければならない。

①時間外労働が年720時間以内 ②時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満 ③時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内 ④時間外労働が月45時間を超えることは、年6か月が限度となる。

また、特別条項の有無に関わらず、1年を通して常に時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にしなければならない。

### ①正規雇用労働者における時間外労働時間の状況

正規雇用労働者における1か月間の平均時間外労働時間の状況をみると、全体では1時間～9時間が43.1%、10時間～19時間が20.9%と高い割合になっている。

産業別でみると、運輸業・郵便業で1か月40時間以上残業をする割合が30.8%と飛びぬけて高い割合になっている。【表16】

【表 16】正規雇用労働者の 1 か月の平均残業時間

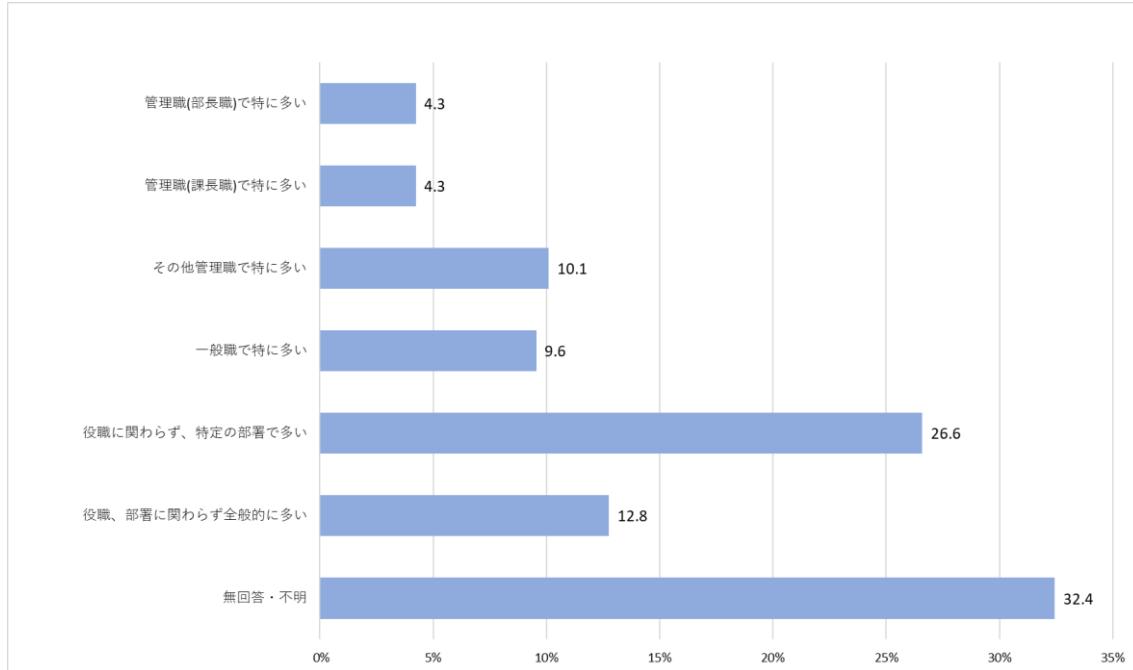
※数値は% ( ) 内は件数

区分	0時間	1～9時間	10～19時間	20～29時間	30～39時間	40～49時間	50～59時間	60～69時間	70～79時間	80時間以上	無回答・不明
調査産業計	14.1 ( 68)	43.1 ( 208)	20.9 ( 101)	9.7 ( 47)	4.3 ( 21)	2.9 ( 14)	0.2 ( 1)	0.2 ( 1)	0.2 ( 1)	0.4 ( 2)	3.9 ( 19)
5～9人	27.2 ( 31)	43.0 ( 49)	12.3 ( 14)	2.6 ( 3)	2.6 ( 3)	2.6 ( 3)	0.9 ( 1)	0.0 ( 0)	0.9 ( 1)	0.9 ( 1)	7.0 ( 8)
10～29人	14.9 ( 14)	37.2 ( 35)	23.4 ( 22)	13.8 ( 13)	3.2 ( 3)	3.2 ( 3)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	1.1 ( 1)	3.2 ( 3)
30～99人	6.5 ( 5)	53.2 ( 41)	26.0 ( 20)	6.5 ( 5)	3.9 ( 3)	3.9 ( 3)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)
100～299人	8.5 ( 5)	50.8 ( 30)	15.3 ( 9)	15.3 ( 9)	3.4 ( 2)	6.8 ( 4)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)
300～999人	4.4 ( 2)	53.3 ( 24)	28.9 ( 13)	8.9 ( 4)	2.2 ( 1)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	2.2 ( 1)
1,000人以上	7.3 ( 4)	32.7 ( 18)	25.5 ( 14)	18.2 ( 10)	14.5 ( 8)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	1.8 ( 1)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)
無回答・不明	17.9 ( 7)	28.2 ( 11)	23.1 ( 9)	7.7 ( 3)	2.6 ( 1)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	17.9 ( 7)
建設業	6.5 ( 2)	45.2 ( 14)	25.8 ( 8)	9.7 ( 3)	9.7 ( 3)	3.2 ( 1)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)
製造業	15.5 ( 9)	32.8 ( 19)	25.9 ( 15)	15.5 ( 9)	1.7 ( 1)	5.2 ( 3)	1.7 ( 1)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	1.7 ( 1)
運輸業、郵便業	7.7 ( 1)	23.1 ( 3)	0.0 ( 0)	15.4 ( 2)	23.1 ( 3)	15.4 ( 2)	0.0 ( 0)	7.7 ( 1)	7.7 ( 1)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)
卸売業、小売業	12.5 ( 12)	32.3 ( 31)	26.0 ( 25)	13.5 ( 13)	7.3 ( 7)	3.1 ( 3)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	5.2 ( 5)
金融業、保険業	9.1 ( 1)	27.3 ( 3)	45.5 ( 5)	18.2 ( 2)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)
学術研究、専門・技術業	9.1 ( 1)	54.5 ( 6)	27.3 ( 3)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	9.1 ( 1)
宿泊業、飲食業	14.3 ( 4)	42.9 ( 12)	7.1 ( 2)	3.6 ( 1)	10.7 ( 3)	10.7 ( 3)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	10.7 ( 3)
生活関連業、娯楽業	16.7 ( 3)	38.9 ( 7)	22.2 ( 4)	22.2 ( 4)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)
教育、学習支援業	20.8 ( 5)	58.3 ( 14)	16.7 ( 4)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	4.2 ( 1)
医療、福祉	15.7 ( 21)	55.2 ( 74)	17.2 ( 23)	5.2 ( 7)	2.2 ( 3)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	1.5 ( 2)	3.0 ( 4)
他に分類されないもの	13.5 ( 5)	32.4 ( 12)	24.3 ( 9)	10.8 ( 4)	2.7 ( 1)	5.4 ( 2)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	10.8 ( 4)
100万円未満	16.2 ( 6)	54.1 ( 20)	21.6 ( 8)	2.7 ( 1)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	2.7 ( 1)	2.7 ( 1)
500万円未満	19.6 ( 11)	46.4 ( 26)	19.6 ( 11)	5.4 ( 3)	1.8 ( 1)	1.8 ( 1)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	1.8 ( 1)	3.6 ( 2)
1,000万円未満	28.6 ( 6)	38.1 ( 8)	14.3 ( 3)	4.8 ( 1)	0.0 ( 0)	9.5 ( 2)	4.8 ( 1)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)
5,000万円未満	11.8 ( 17)	36.1 ( 52)	24.3 ( 35)	14.6 ( 21)	7.6 ( 11)	3.5 ( 5)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.7 ( 1)	0.0 ( 0)	1.4 ( 2)
1億円未満	4.3 ( 2)	48.9 ( 23)	25.5 ( 12)	12.8 ( 6)	2.1 ( 1)	4.3 ( 2)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	2.1 ( 1)
1億円以上	10.3 ( 6)	29.3 ( 17)	27.6 ( 16)	20.7 ( 12)	10.3 ( 6)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	1.7 ( 1)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)
不明	16.7 ( 20)	51.7 ( 62)	13.3 ( 16)	2.5 ( 3)	1.7 ( 2)	3.3 ( 4)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	0.0 ( 0)	10.8 ( 13)

## ②長時間労働の発生状況

長時間労働の発生状況を見ると、役職にかかわらず、特定の部署で多いとしたものが 26.6%、役職、部署にかかわらず全般的に多い、が 12.8% となっている。【図 22】

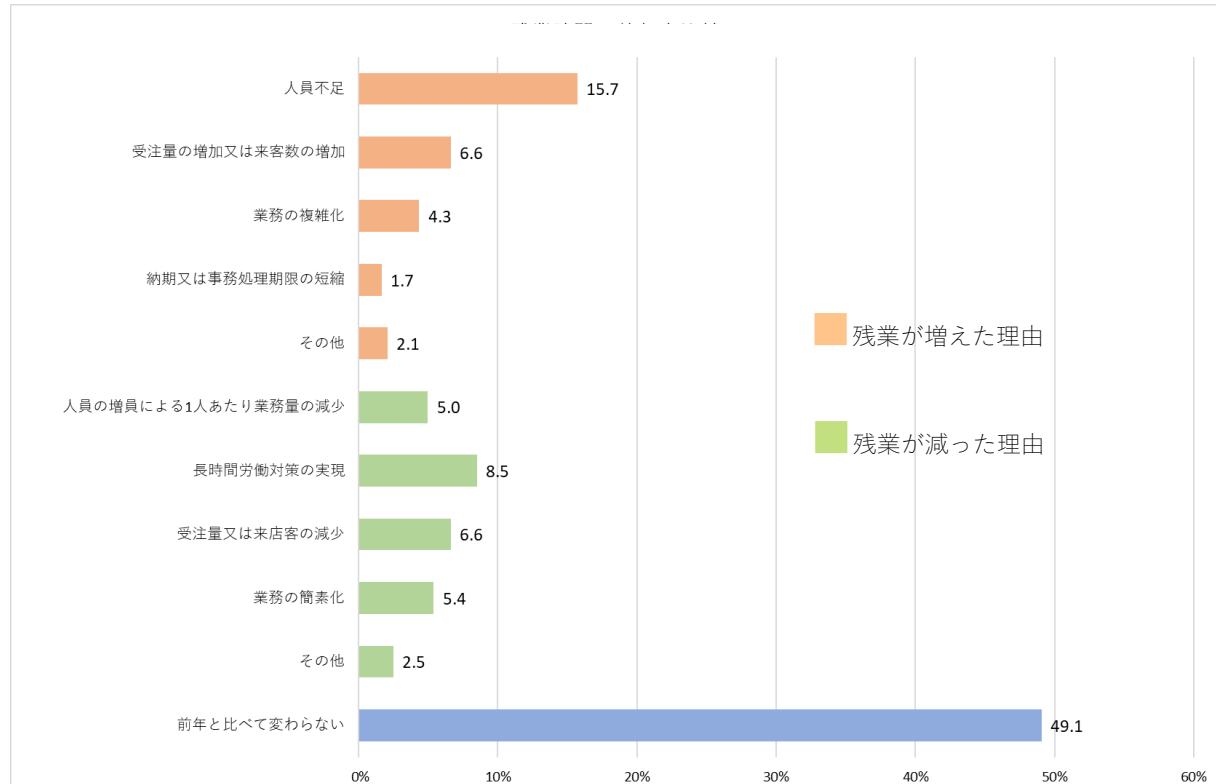
【図 22】長時間労働の発生状況



## ③時間外労働の増減とその要因

残業時間の増減については、前年に比べて変わらないとしたものが 49.1% と最も多かった。残業時間が増えた理由としては、人員不足が 15.7% と最も高く、減った理由としては、長時間労働対策の実現が 8.5%、と最も高い割合になっている。【図 23】

【図23】残業時間の前年度との比較



#### ④時間外労働の削減に向けた取り組み

時間外労働の削減に向けた取り組みについては、「身近な上司からの声掛け」が41.0%、「残業の事前承認」が32.1%と多く実施されており、効果的だと思われる取り組みとしては、「担当がいなくても他の人が代替できる体制づくり」が32.3%、「長時間労働ではなく時間効率を意識させる仕組みの導入」が30.8%と高くなっている【図24】

【図24】残業時間を削減する取り組み

